

令和2(2020)年度 介護職員処遇改善加算について

算定対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

《介護職員処遇改善手当》 継続

対象者：訪問介護事業、通所介護事業の介護職で契約社員以上の雇用形態のもの

《社員処遇改善一時金》 継続

対象者：この一時金(賞与)は、処遇改善加算の算定期間(4月～3月)に合わせた支給対象期間とする。但し、支給月に在籍している者に対し支給する。

《サービス提供責任者手当》 継続

対象者：訪問介護の介護職でサービス提供責任者の業務も兼務するものに給与規程に基づき支給する。

《生活相談員手当》 継続

対象者：デイサービス介護職で生活相談員の業務も兼務するものに給与規程に基づき支給する。

《基本給昇給》継続

対象者：訪問介護事業、通所介護事業の介護職で契約社員以上の雇用形態のもの

《訪問介護常勤パート一時金》 継続

対象者：訪問介護常勤パート(時給計算で給与支払いを受けているもの)

《訪問介護登録パート一時金》 継続

対象者：訪問介護登録パート

《デイサービス介護職パート一時金》 継続

対象者：デイサービス介護職パート

《訪問パートサービス毎報酬のベースアップ》 継続

対象者：訪問介護登録パート

《土曜日、日曜日、祝日、ゴールデンウィーク、お盆期間出勤手当》 継続

対象者：訪問介護登録パート、デイサービス介護職パート

対象日：ゴールデンウィーク期間は4/29～5/6とし、4/30、5/1をゴールデンウィーク手当の対象とする。

お盆期間は8/13～8/15とし8/13、14をお盆手当の対象とする。

※対象が重複する場合はいずれかを一方を適用とする。

《年末年始出勤手当》 継続

対象者：訪問介護社員(正・契約社員、常勤パート、登録パート)

 デイサービス介護職(正・契約社員、介護職パート)

対象日：12/30～1/3

《月次報告書作成手当》 継続

対象者：訪問介護登録パート(訪問介護常勤パートは除く)

 デイサービス介護職パート

内 容：利用者の月次報告書作成にあたり、各月の定められた期日までに、各所責任者の求めるレベルに応じて、報告書を作成、提出したのについて支給する。

以上